

令和7年度

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
(地域共生再エネ顕彰)

審査要綱

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

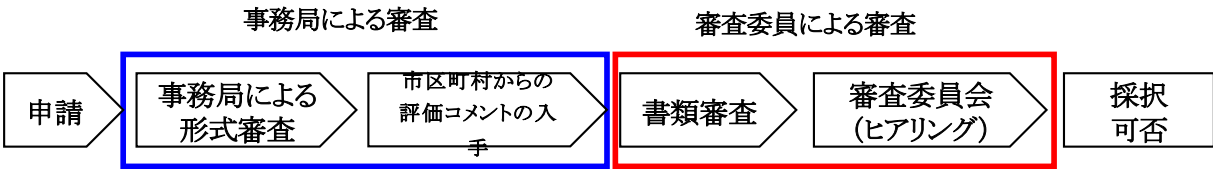
1-1. 審査項目

- 審査では、「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価し、採択の可否を決定する。
- 地域共生再エネ3要件の評価においては、連携市区町村が申請案件ごとに地域ニーズに基づいて指定した配点比率を適用する。

地域共生再エネ3要件	必須	地域共生再エネ3要件	<u>地域社会の産業基盤の構築</u> ・ 地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか ・ 事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
			<u>災害時の地域レジリエンスへの貢献</u> ・ 災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ・ 防災計画等において地域と連携しているか ・ 更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
			<u>長期的な事業実行計画</u> ・ 長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ・ FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
最低限の要件	必須	安全性	・ 関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ・ 更なる安全性確保のための工夫を講じているか
		住民理解	・ 十分な住民理解を得ているか ・ 住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
その他任意項目	任意	事業性	・ 十分な事業性が認められるか ・ 主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の今後の見通しは明るい
		モデル性	・ 地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか ・ 他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
		新規性	・ 既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等) ・ 革新的な新技術等を利用しているか

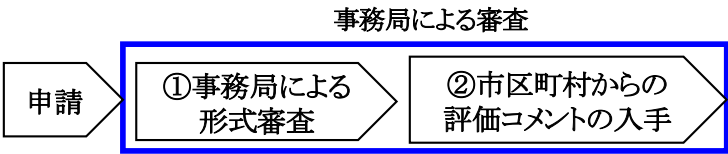
1-2. 審査フロー

- 審査は以下のフローに沿って実施する。



1-3. 事務局による審査

- 申請者から提出された申請書は事務局にて一元的に受け付け、**形式審査**を行う。
- 事務局は形式審査を通過した申請について、当該申請事業に関連する市区町村(以下「連携市区町村」という。)に対して、**評価コメント**と**地域共生再エネ3要件の配点比率の指定**を事務局から依頼する。



①事務局による形式審査

- 申請書類の形式上の確認のため、事務局による形式審査を行う。
- 形式審査において不備が認められた場合、申請者に対し確認・修正依頼を行う。

■形式審査の内容

形式審査の項目	形式審査の観点
申請書類の形式上の確認	<u>必須項目</u> が漏れなく記載されているか <u>添付書類等と記載内容の整合</u> がとれているか
顕彰事業実施者の要件	<u>顕彰事業実施者の要件</u> ※を満たしているか (※公募要領3頁参照)
顕彰事業の要件	<u>顕彰事業の要件</u> ※を満たしているか (※公募要領3,4頁参照)
関連する市区町村の妥当性	<u>関連する市区町村の記載が適切</u> かどうか※ ※申請書に記載がある、事業における設備の立地と関連する市区町村が一致しているかを確認する。

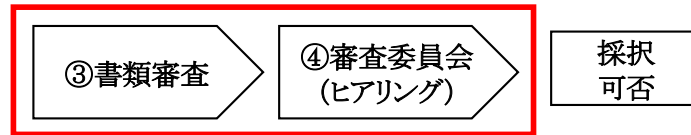
②市区町村からの評価コメントの入手

- 連携市区町村へ申請書類一式を送付し、申請に対する評価コメント(最低限の要件である「安全性、住民理解」に加え、「地域共生再エネ3要件」)を入手する。
- その際、「地域共生再エネ3要件」の配点比率※の指定を依頼する。
※配点比率は、3要件の合計1.0となる範囲で、地域のニーズを考慮して配分し、0.1刻みで設定可能とする。

1-4. 審査委員による審査

- 事務局による形式審査を通過し、連携市区町村の評価を得た申請について、審査委員による具体的な審査を実施する。
- 審査委員による審査は、①書類審査、②審査委員会(ヒアリング)における協議の2段階で実施する。

審査委員による審査



③書類審査

- 各審査委員が個別に採点を行う。
- 申請書類一式、及び連携市区町村の評価コメントをもとに実施する。
- 申請書類から判断不能な事項については、事務局を通じて質問を行い、その回答を確認のうえ、採点を行う。
※質問と回答は全審査委員に共有する。
- 各審査委員は、採点と共に審査委員会で特に協議したい事項等や、ヒアリング要否についてのコメントを行う。

④審査委員会にてヒアリングを行う事業の決定(書面協議)

- 各審査委員の採点結果等に基づいて、ヒアリングを行う事業を決定する。
 - ヒアリングを行う事業は、以下の1～3の考え方で決定する。
 - ヒアリング対象にならない申請は書類審査で不採択とする。
1. 「地域共生再エネ3要件」「安全性」「住民理解」の全5項目が一定の水準に達している場合はヒアリング対象とする。
 2. 最低限の要件である「安全性」「住民理解」が一定の水準に達していない場合はヒアリング対象にしない。
 3. 上記1、2に該当しない申請は、各審査委員の採点結果等を総合的に評価し、ヒアリングの実施の要否を決定する。

⑤審査委員会(ヒアリング)

- 審査委員会において、申請者にヒアリング等を行い、各申請の採択可否について決定する。